(一関市老人福祉センター条例の一部改正)

改正前

別表 (第11条関係)

1 千厩老人福祉センター

(単位・円)

					<u> (午匝・口)</u>
		使用料	60 歳以上	12 歳以上	60 歳未満の者
区分	<u>.</u>		<u>の者</u>		
			<u>市外</u>	<u>市内</u>	<u>市外</u>
1	人	25 人未満の団体	<u>130</u>	<u>130</u>	200
1	口	又は個人			
<u>1</u> C	つ	25 人以上の団体	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>130</u>
き					

2 大東老人福祉センター

利用区分	単位	使用料		
		基本使用料	冷暖房料	
小会議室	1時間	200 円	<u>50 円</u>	
和室		400 円	100 円	
大会議室		400 円	100円	
ロビー		600 円	150 円	

備考

- 1 「略]
- 2 浴室を利用する場合は、1人当たり200円を加算する。
- $3 \sim 6$ [略]

別表(第11条関係)

1 千厩老人福祉センター

利用区分	単位	使用料		
		基本使用料	冷暖房料	
集会室	1 時間	900 円	<u>180 円</u>	
教養娯楽室		200 円	40 円	
図書室		200 円	<u>40 円</u>	
健康相談室		200 円	40 円	
機能回復訓練室		300 円	60 円	

改正後

2 大東老人福祉センター

利用区分	単位	使用料					
		基本使用料	冷暖房料				
小会議室	1時間	200 円	<u>40 円</u>				
和室		400 円	80 円				
大会議室		500 円	100 円				
ロビー		1,000 円	<u>200 円</u>				

備考

1 「略]

 $2 \sim 5$ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。